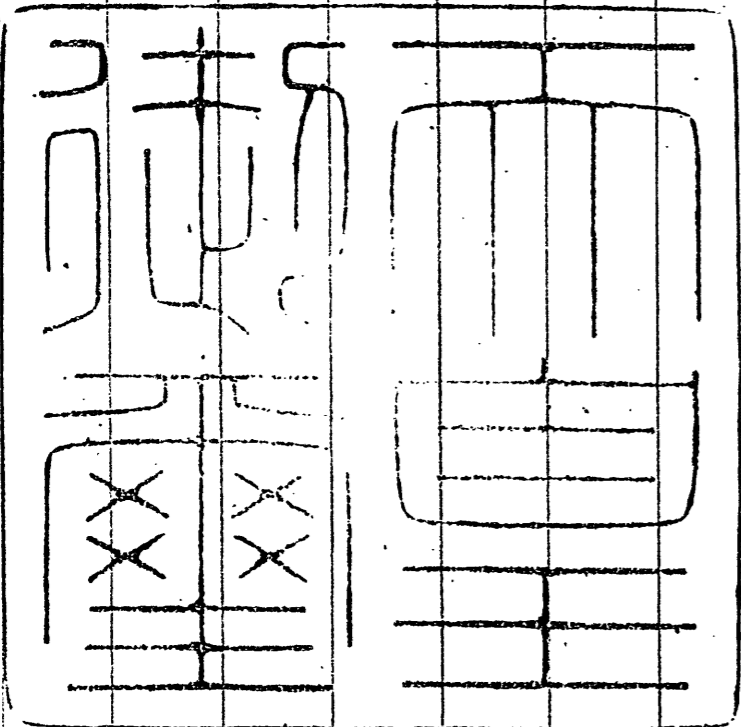


勅令第三百四十三號

朕は、樞密顧問の諮詢を経て、逡
信省官制を裁可し、ここにこれを公
布せしめる。

裕仁



内閣

昭和二十二年六月二十九日

内閣總理大臣 吉田 友

勅令第三〇四十二號

逓信省官制

第一條 逓信大臣は、郵便、電氣通信、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険、郵便貯金及びこれらに附帯する業務並びに航空保安に関する事務を管理し、年金及び恩給の支給その他國家金の受人拂渡に関する事務を掌る。

第二條 大臣官房においては、通則に掲げるものの外、所管行政の考査一般に関する事務を掌る。

第三條 逓信省に左の七局を置く。

總務局

郵務局

電務局

工務局

電波局

貯金保険局

資材局

第四條 電務局においては、左の事務を掌る。

- 一 所管行政の連絡調整に関すること。
- 二 決算、決算並びに會計及びその監査に関すること。
- 三 従事員の給與、厚生及び養成に関すること。
- 第五條 郵務局においては、郵便及びこれに附帯する業務に関する事務を掌る。

第六條 電務局においては、左の事務を掌る。

- 一 電氣通信及びこれに附帯する業務に関すること。
- 二 国際電氣通信株式會社に関すること。
- 第七條 工務局においては、電氣通信施設の建設及び保存に関する事務を掌る。
- 第八條 電波局においては、左の事務を掌る。

- 一 電波統制に関すること。
- 二 電波技術に関すること。
- 三 標準電波並びに標準電波施設の建設及び保存に関すること。
- 四 公衆通信に関するもの以外の無線電氣通信及びこれに附帯する業務に関すること。

五 航空保安に関すること。

第九條 貯金保険局においては、左の事務を掌る。

一 郵便爲替、郵便貯金及びこれらに附帯する業務に関すること。

二 簡易生命保険、郵便貯金及びこれらに附帯する業務に関すること。

よ。

三 貯金及び恩給の支給その他財産の受入拂渡に関すること。

第十條 資材局においては、物品に関する事務を掌る。

第十一條 国有財産及び管轄に関する事務を掌るため、逓信省に

管轄部を置く。

第十二條 逓信大臣は、必要と認めるときは、事務所を置いて、逓信省の事務を分掌せしむることができる。

第十三條 逓信省に左の職員を置く。

逓信事務官又は逓信技官

專任七人

一級

逓信事務官

專任一人

一級

專任百四十三人

二級

專任九千八百七十五人

三級

逓信技官

專任五人

一級

專任百九十一人

二級

專任七百人

三級

郵務部長

前項の職員の外、逓信省に逓信手を置く。三級官の待遇とする。
第十四條 郵務部長は、一般の逓信技官を以て、これに充てる。逓信大臣の命を受けず、部務を掌理する。

第十五條 逓信手は、上官の指揮を受けず、事務又は技術に従事する。

第十三條第二項及び前項に規定するものの外、逓信手に關する規程は、逓信大臣がこれを定める。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

逓信院官制は、これを廢止する。

この勅令施行の際現に内閣所屬の逓信官署の職員に在る者は、

別に辭令を發せられぬときは、逓信事務官は逓信事務官に、逓信技官は逓信技官に、逓信教官は逓信教官に、逓信手は逓信手に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

この勅令施行の際現に内閣所屬の逓信官署の職員で休職中のものは別に辭令を發せられぬときは、休職のまま、前項の例により逓信部内の職員に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。